

## 中東知的財産ニュースレター Vol.43

### アラブ首長国連邦 — アラブ首長国連邦の模倣との戦い

アラビア半島の東に延々と続く海岸線を領内に擁するアラブ首長国連邦(UAE)は、この地域において戦略的に重要な位置を占めている。UAEは連邦国家で、アブダビ(首都を擁する。)、アジュマン、ドバイ、フジャイラ、ラアス・アル＝ハイマ、シャルジャ、ウンム・アル＝カイワインの7つの首長国から構成されている。海上交通の歴史と起業家的な精神を併せ持つUAEは、国民1人当たりの所得の高さと多額の年間貿易黒字を背景とした開放型の経済を展開している。経済の多様化を目指す試みが功を奏し、GDPの中で石油・ガス部門が占める割合は著しく縮小している。今後数年を視野に入れたUAEの戦略プランは、地球規模の貿易と観光の一大中心地としての国家の振興と産業の発展を重視したものとなっている。同国のフリーゾーン(FTZ) — 外国人の所有権が100%認められる上に非課税の恩恵も提供されている — も、外国の投資家たちをこの砂漠の国に惹きつける一因となっている。

UAEの中東・北アフリカ地域(MENA)にあって最も堅牢な模倣取締り対策を展開している国の一つだという評判はすでに定着しており、UAEは国際的なブランドの立ち上げやマーケティングに最適な立地を提供するとともに、地域の中継ぎ貿易を担う国際的な拠点となっている。このような輝かしい実績にも関わらず、UAEは、模倣品の再輸出に利用するための入国ポイントとして不法な組織から標的にされている。UAE国内の港に到着し、処理されるコンテナの数は毎年2,000万個以上といわれており、ドバイにあるジュベル・アリ港は大量の出荷作業を引き受けている。国内、地域および多国籍の輸出入業者に一流のサービスを提供するだけでなく、ドバイの港湾施設やフリーゾーンのインフラのおかげで、模倣品の出荷や輸送を行う商人にとって同国は魅力的なルートとなっている。権利者はUAE全域において模倣品対策に巨額の資金を投じており、その金額はMENAに含まれる他の国に比べて大きい。

### 法の整備

UAEは1992年に商標に関する連邦法律第37号を制定した。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)との整合を図るため、同法は2002年連邦法律第8号によってしかるべく改正されている。つまり、これらの法改正は商標保護に関する一連の国際規範に即したものであり、商品や役務に関する商標登録について規定するとともに、周知商標に対する手厚い保護を認め、提供している。

1992年の商標に関する連邦法律第37号は、今でも商標権行使の枠組みとなる主要な成文法である。しかし、UAEには侵害者に対する権利行使に関する法律が他にもあり、複数の選択肢を提供することが可能になっている。すなわち、商業詐欺に関する2016年連邦法律第19号、民事取引に関する1985年連邦法律第5号および同法の改正法、刑法

典に関する 1987 年連邦法律第 3 号および同法の改正法、湾岸協力会議（GCC）の統一関税法などである。

商標保護が導入されたのは 1990 年代の初頭でまだ歴史が浅いが、UAE は、特に法執行の面で並外れた力量を発揮してきた。過去数十年の間に判例法の豊かな体系が発達してきており、商標の使用、侵害、混同を生じさせる恐れのある類似性、周知商標、混同可能性といった概念の構成要件に関する判断基準を確立するため、裁判所はいくつかの原則を定めている。法執行の面でも裁判所は活躍しており、罰金や商品の押収・廃棄を指示する命令の発行に絶えず忙殺されている。

### 法の影響力の浸透

登録商標に基づいて模倣者を相手取って刑事告発を行うことができる。権利者が告発状を提出するためには、有効な UAE の商標登録証に侵害または模倣を裏付ける証拠を添えて提出しなければならない。権利者の法的代理人が告発状を提出する場合には、権利者が交付した委任状（認証または公証人による公証を経たもの）が書類に加えられることになる。ただし、刑事訴追の手続を遂行できるのは警察または検察官に限られる。一部の首長国、例えばドバイなどでは、警察当局に専門の部署が設けられている。経済犯罪、商業詐欺、商標侵害を扱うのは主として刑事捜査課や経済犯罪防止課である。<sup>1</sup> 告発状が提出されると、現地の警察が強制捜査を実施し、証拠を集め、容疑者を尋問し、事件を担当する刑事裁判所が終局的判決を示すまで被告のパスポートを没収し、事件を検察官に付託する。刑事告発が徹底した捜査と決着に結び付くか否かは、ひとえに事実と証拠にかかっている。事実と証拠に基づき、事件を刑事裁判所に委ねるか否かが決まるのだ。公判においては、検察官と被告のみが裁判所に出頭することになる。権利者の代理人が公判に参加できるのは、告発状に関連して民事上の請求を提出した場合のみである。

刑事告発のプロセスは、罰金程度では行動を改めない商人や模倣者に対して効果的な抑止力となる。訴訟によって提供される救済としては、刑罰、侵害商品の押収・廃棄などが挙げられる。商標法に基づく刑罰は 5,000UAE ディルハム（米ドル換算でおよそ 1,400 ドル）の罰金から 1 年以下の懲役（模倣医薬品取引の場合）までであるが、通常の場合、刑罰は罰金に限定されるのが実状である。被告の費用負担の下で官報や国内のアラビア語新聞の紙上で判決を公開するよう、裁判所が指示することもある。さらに、1992 年連邦法律第 37 号改正法の第 39 条によれば、累犯者に対して科される刑罰は初犯の場合と同じであるが、裁判所は 15 日以上 6 か月以下の期間にわたってあらゆる場所での営業を禁止する処分を命じることができる。

商業詐欺の取締りに関する 2016 年連邦法律第 19 号では、刑罰が実質的に加重されており、長く待たれていた 2016 年法律第 19 号の施行規則も 2020 年 3 月に UAE で発効し

<sup>1</sup> <https://www.dubaipolice.gov.ae/>

た。これは、知的財産に関係する詐欺を取り締まる上で刑罰がより効果的な手段であることを証明することになるであろう。

おそらく、2016年連邦法律第19号の中で最も注目すべき部分は第2条かもしれない。第2条は、同法が「商業詐欺行為を犯した者すべてに適用されるものであり、フリーゾーンについても本法の規定は例外なく適用される」と規定している。もちろん、フリーゾーンの法執行当局が同法を実地に適用するケースが出てくる前に評価を下すのは時期尚早である。通常、フリーゾーンを管轄しているのは警察の刑事捜査課のみであるから、トレーダーの所在地がフリーゾーンである場合、告発状の提出先となるのは刑事捜査課となる。模倣品の取引は商業詐欺に等しいとも同法は規定している。また、同法は模倣品と認定される範囲を拡大し、混同を生じさせる程度に登録商標に類似した商標を表示した商品を模倣品の中に入れていた。

2016年法律第19号は、潜在的な侵害者に対する真の抑止力の創出を視野に入れて重い刑罰をも定めている。同法の第12条によれば、商業詐欺を犯した者は全員が2年以下の懲役および/または50,000 UAE ディルハム以上250,000 UAE ディルハム以下の罰金（米ドル換算でおよそ13,700～68,000ドル）に処せられると規定されている。人間の健康を危険にさらすような模倣品（模倣医薬品など）について同法は例外を設けており、100万 UAE ディルハム（米ドル換算でおよそ272,500ドル）以下の罰金および2年以下の懲役に処すと規定している。さらに、同法の第18条は、裁判所が法に違反した施設を最大6か月間にわたって閉鎖することを認めている。

同法の重要な側面はもう一つある。模倣品とその生産手段に関するすべての情報の開示を同法が許可しているという点である。第4条の規定によれば、有罪判決を受けたトレーダーは、自らの占有下にある侵害製品に関する情報や取引データの詳細を示した帳簿および元帳をすべて引き渡さなければならない。模倣品の大量生産や輸出に従事している製造業者を絞り込み、特定し、最終的に駆逐する上で、帳簿や元帳の提供が権利者に非常に役立つことが証明されるであろう。さらに、データの公開は、各首長国の税関当局が侵害製品や模倣品がUAEに入国する前にそれら製品を特定するのに役立ち、税関の模倣対策に大きく寄与することだろう。

### 民事上の手段を用いる場合

前の項目で述べたように、刑事告発と並行して侵害者に対する民事訴訟を提起することや、刑事訴訟が決着した後で、または刑事訴訟が開始されていなくても、侵害者に対する民事訴訟を提起することが可能である。しかし、民事訴訟は、裁判所を通じて侵害品の差押え令状を取得することを選択した場合に専ら使われる手段である。権利者は、有効なUAEの商標登録証に違法行為を裏付ける証拠を添えて提出しなければならない。差押え令状の発行が認められた場合、原告（権利者または同人の法的代理人）は、裁判所が差押えを命じてから8日以内に正式な民事上の請求を提出しなければならない。請求が提出されない場合、差押え令状は取り消され、被告は違法な押収および/または差押えを理由として損害賠償を求めることができる。

刑事訴訟が決着した後で侵害者に対して民事訴訟を提起し、被告の違法な活動によって権利者が被った物的損害と精神的損害について損害賠償を請求することもできる。侵害に関する民事訴訟の遂行は時間がかかる上に費用のかかるルートであり、民事訴訟の提起から2年以内に最終的な判決が言い渡されることはないであろう。侵害の結果として発生した実際の損害額を文書証拠から算定するために財務専門家を任命するよう、裁判所が指示してくるかもしれない。商標法の第40条は「被った損害に応じた補償」を認めているが、実際問題として、民事裁判所は模倣が絡んだ訴訟の過程で高額な損害賠償を認定したとらない。権利者が損害賠償を請求するためには、現実の不法行為の存在、損害の発生および不法行為と損害との因果関係を常に立証しなければならない。この立証がなされない場合、裁判所は僅かばかりの損害賠償を命じるだけである。精神的損害に対する賠償は、平均して20,000 UAE ディルハム（米ドル換算でおよそ5,500ドル）程度である。

### 行政ルートをとる場合

裁判所以外に検討する価値のあるルートとして行政不服申立がある。それぞれの首長国の経済開発局に不服申立書と法執行を求める申立書を提出することである。これら監督官庁は、UAE国内で模倣品の製造販売に関与している第三者に対する不服申立を受け付けている。

このような監督官庁の仕事ぶりを示す格好の事例は、ドバイ経済開発局（DEDD）である。DEDDは、オンラインでアクセスできる分かりやすく効率的な不服申立システムを設けており、UAEの商標権者たちがドバイ領内で自らの権利を迅速に行使することを可能にしている。特定の店舗が模倣品取引について有罪と認定された場合には罰金が科され、犯罪が繰り返された場合には罰金額が漸次的に引き上げられる。その場合、店舗の一時的な閉鎖につながることもある。

不服申立が認められるためには、模倣品の売買が行われていること、容疑者の店舗がそれに関与していることを示す文書および証拠が必要になる。この場合の救済は15,000UAE ディルハム（米ドル換算でおよそ4,000ドル）を下限額とする罰金、模倣品の押収および/または廃棄である。

行政不服申立は、模倣問題に直面した権利者にとって好ましい対処法であることが証明されている。迅速で費用対効果が比較的高い救済手段だからである。しかも、経済開発局が科す罰金は、前の項で論じた刑事裁判所が科す罰金よりも高い。ドバイ経済開発局だけが、ドバイ経済開発局の費用負担の下で模倣品の保管と廃棄を行う権限を有しており、他の首長国とは事情が異なっている。当然ながら、他の首長国で押収された商品をドバイで廃棄することはできない。各首長国は連邦制度に従っているため、押収された模倣品の保管や廃棄はそれぞれの首長国の経済開発局が処理すべき事項となるのである。刑事訴訟ルートを採用した場合とは異なり、権利者が模倣品を処分することもできない。当局による押収の例を挙げれば、2020年6月にはアジュマン経済開発局が価格にして2,000万UAEディルハム相当の模倣合成油（米ドル換算でおよそ550万ドル）を押



収している。これら製品の押収に加えて、侵害製品の製造について有責とされた工場はアジュマン経済開発局によって閉鎖されている。<sup>2</sup>

### サイバースペースはもはや隠れ家ではない

オンラインで模倣品を販売する侵害者は、UAEにおいては、自らのサイトの陰に隠れて法の目を逃れることはできない。実際、権利者が UAE の国内団体または個人を侵害者として特定できた場合には、オンラインで発生した侵害に対する救済手段として訴訟を利用することができる。場合によっては、侵害事案に関する判決が示されるまでウェブサイトがブロックされる結果になることもある。

一部の首長国（主にドバイ）においては、警察の内部に設置された専門の対策チームがデジタル犯罪を担当しており、UAE 領内で模倣品に関係しているオンライン市場、e コマースのウェブサイト、ソーシャルメディアアカウント等の捜査を指揮している。この対策チームは UAE 内のユーザーがアクセスできないように問題のウェブサイトをブロックする権限と能力を有している。それによってオンラインによる模倣品取引の被害を軽減させ、不正商品の販売を抑止することができる。ドバイ一国だけを例にとっても、オンライン模倣対策チームが 2016 年に設置されて以来、何万ものソーシャルメディアアカウントが DEDD による押収と閉鎖処分の対象となっているという点は指摘しておくべきであろう。最近の傾向を見ると、販売業者またはウェブページの所有者が物理的に UAE に所在しており、かつ有効な営業許可を取得していない限り、DEDD はオンライン侵害対策に踏み切りたがらないようである。

### 水際の攻防

「GCC 統一関税法」が UAE で批准されたため、国境において法執行措置を適用するという選択肢は、権利者にとって必須の戦略となっている。「GCC 統一関税法」の第 55 条に従い、UAE の税関職員は貨物の中身が添付書類と合致しているか否かを確認するためにコンテナを調査することができる。さらに、模倣品や UAE で登録された商標を侵害する商品を税関職員が押収したり、その入国を阻止したりすることも現行法により認められている。

上述したように UAE は 7 つの首長国から成る連邦という形態をとっているため、税関当局は個々の首長国の管轄権に服している。例えば、ドバイ国境の監督、管理及び規制はドバイ税関の管轄権の下にあり、ドバイ税関は他の首長国の税関当局とは異なる組織構造を持っている。当然のことながら、国境での水際対策についても、そのプロセス、効率性、対応能力、経験という点で、首長国ごとに多少の違いがある。しかも、UAE にあるすべての港湾・空港を対象とした統一的な執行措置を可能にするような、連邦レベルの税関当局は存在しない。<sup>3</sup>さらに、一部の首長国（ドバイ、シャルジャ、ラアス・ア

<sup>2</sup><https://www.khaleejtimes.com/news/crime-and-courts/uae-shuts-down-illegal-oil-factory-dh20-million-worth-of-products-seized>

<sup>3</sup> UAE を代表する連邦レベルの税関として、連邦税関(Federal Customs Authority : FCA <https://fca.gov.ac/en/Home/Pages/default.aspx>)は存在している。

ル＝ハイマなど)の税関当局は裁判所命令がなくても商標権行使を求める申立てに対応することができるが、他の首長国の場合、侵害の疑いのある貨物の入国を中止して検査するためには、裁判所の令状が必要とされる。

ドバイ、シャルジャ、ラアス・アル＝ハイマの税関当局は、知的財産権の行使を支援するために専門の知的財産課を設置している(最近になってアブダビでも同様の部署が設置された)。税関登録は、今ではアブダビ、アジュマン、ドバイ、フジャイラ、ラアス・アル＝ハイマ、シャルジャ、ウンム・アル＝カイワインの7つの首長国すべてで認められている。それでもなお、ドバイ税関の知的財産保護のシステムと他の首長国のそれとの間には大きな違いが存在する。ドバイ、アジュマン、シャルジャ、ラアス・アル＝ハイマの税関当局は、自局の検査官たちに継続的な教育を施しており、洗練された模倣取締りのシステムを確立している。

税関への申請に基づいて与えられる救済は、罰金、模倣品の押収および廃棄である。商品が廃棄される場合、押収品のリサイクルや再輸出といった方法がとられる。再輸出による模倣品の廃棄はかねてから UAE において大いに問題視されており、各首長国の税関当局、政府その他の利害関係者の間では、この問題の解決を目指して今でも盛んな議論が行われている。最近の例を挙げれば、ドバイ首長国の税関当局は再輸出に代わる処分ルート(模倣品のリサイクルなど)を提供している。リサイクルによって税関当局は廃棄物の量を減らすことができる上に、模倣品が公衆の手に渡らず、従って権利者が損害を被らないことが保証されるのである。

### 模倣品の流通経路

UAE は、貿易の振興、投資の誘致および雇用の創出という目標を掲げて、国際貿易に関わる輸送や貨物の積み替えを円滑にするために 40 か所余りのフリーゾーン (FTZ) を設立し、自国の関税および税の納付を免除して、倉庫、保管施設、流通施設を提供している。地区、地域、ひいては世界の貿易の中心を目指すという UAE の国家構想を反映して、FTZ の数は近い将来さらに増えることが確実視されている。しかし、不法な取引に関係する国際的な物流に便宜を与えるという面で FTZ が本質的な役割を果たしている、と研究者たちは主張している。それゆえ、知的財産権を行使しようとする権利者にとって、FTZ は真に厄介な問題となっている。UAE 領内の FTZ と他の地域とでは、手続も違えば管轄当局も異なるからである。権利者が自由貿易地域の内部で侵害行為に対して措置を講じようとする場合、その自由貿易地域における法執行責任者は誰なのか、告発状提出の手続が当該地域に存在しているのか、といった事柄を確認しなければならない。権利者が利用する法執行のルートには、以上に述べたような選択肢が含まれる。

おそらく、UAE で最も有名な FTZ はジュベル・アリ・フリーゾーン (JAFZA) であろう。JAFZA における模倣品や侵害製品の輸出入に対して管轄権を持っているのはドバイ税関であり、権利者は、税関登録を申請するという選択肢が与えられている。経験上、ドバイ税関は、港に到着したものを差し止めることができるが、港の敷地から、差し止め品を移動させるには、ドバイ警察を頼ることになる。これに対し、アジュマンにあるチャイナモール・フリーゾーンの場合、モール内についてはアジュマン経済開発局が管

轄権を有しているが、倉庫や周辺エリアについては管轄権を有していない。権利者が告発状を提出する方法を明瞭に理解するためには、いくつかの曖昧な点を明らかにするための段取りが必要となる。権利者たちは、フリーゾーンにおける模倣品取締りを支援するために、フリーゾーン当局、税関、警察と権利者自身の間の協力体制の強化を願っている。なお、ドバイ経済開発局がドラゴンマートの倉庫に手を付けることができたという事実は指摘しておくべきであろう。フリーゾーンと考え、倉庫に手を付けることができないアジュマンとは対照的である。

JAFZA に話を戻せば、この中東で最も繁忙を極めている出荷港が、利益の大きいコンシューマ製品と無縁ではいられないことは自明である。これらの製品には、模倣の医薬品やタバコ製品が含まれる。JAFZA は多数のタバコ製造施設が利用する拠点でもある。これらの施設は、国際的な知的財産権を侵害する模倣品の紙巻きタバコを製造していたという理由で 2011 年にドバイ税関職員によって閉鎖されている。<sup>4</sup>しかし、これらタバコ工場の中には合法的な紙巻きタバコを製造して密輸業者に販売していたところもあり、この場合にも問題が発生している。タバコに課される輸入税と売上税を逃れるため、密輸業者がこれらの製品を外国に出荷していたのである。

不法な商業活動の根絶を目指す試みの中で、UAE はタバコのサプライチェーンが原因となって生じた問題をいくつか明らかにし、2014 年には UAE におけるタバコ製品の製造を禁じる法律を導入した。製造業者には、同法の遵守について 10 年のグレース・ピリオドが与えられている。この間も税関当局は自己満足に陥ることなく積極的な活動を展開し、JAFZA を経由して輸入された模倣品の紙巻きタバコを何十万箱も押収し、廃棄している。最近示された判決によれば、関係当局が輸入者に課した罰金は 170 万 UAE ディルハム（米ドル換算でおよそ 465,000 ドル）に達するという。

2019 年、UAE と中国の共同捜査によって、ハンドバッグのような高級品を含めて、価格にして 9 億 4,500 万 UAE ディルハム（米ドル換算でおよそ 2 億 5,700 万ドル）もの大量の模倣品が押収された。<sup>5</sup>2018 年、ドバイ税関は、インドの巨大ガス処理工場で使用される予定だった模倣品の鋼管を押収している。権利者、欧州不正対策局（OLAF という略称の方が知られている）、ドバイ税関の共同活動によって鋼管を輸送中のコンテナが突き止められ、中身が押収されたのである。この事件によって、模倣品の鋼管が出荷されているという事実が初めて明るみに出た。コンテナの中から合計 82 トンもの模倣品の鋼管が見つかった。これは、欧州連合と UAE との間で現在も続いている協力関係の歴史の中でも最大の押収であった。<sup>6</sup>

<sup>4</sup><https://www.tamimi.com/law-update-articles/landmark-decision-17-million-fine-imposed-by-dubai-customs-against-tobacco-counterfeit-importer/>

<sup>5</sup><https://www.thenational.ae/uae/government/joint-uae-and-china-raids-seize-257-million-in-counterfeit-goods-1.946069>

<sup>6</sup>[https://ec.europa.eu/anti-fraud/media-corner/news/12-07-2018/major-seizure-counterfeit-steel-pipes-united-arab-emirates-following\\_en](https://ec.europa.eu/anti-fraud/media-corner/news/12-07-2018/major-seizure-counterfeit-steel-pipes-united-arab-emirates-following_en)

## まとめ

地域と国際貿易を支える要衝であり、領土内に数多くの FTZ を抱えているという国情ゆえに、UAE が果たす役割は次第に重要なものになってきており、それを無視することは不可能である。中央集権的な法執行当局の不在という問題があり、そのため、権利者が侵害と戦おうとすれば、UAE において利用可能なありとあらゆる手段を活用して複合的なアプローチをとらざるを得ないのである。

さまざまな首長国の税関当局と定期的に調整を図ることは、権利者にとって有益であろう。国境での監視レベルを向上させ、模倣品取引業者に対する法執行の成果を拡大する上で、税関当局との交流が非常に役立つことが過去の経験から分かっている。税関が提供する救済は罰金や押収に限定されているが、相手先の首長国によっては、権利者が税関当局に申請書を直接提出できる場合もある。そうした首長国では当局が行政決定を発行してくれるため、司法の介入なしに模倣品を押収させ、それらを廃棄または再輸出させることができる。

UAE は知財の面ではまだ成長期にあるが、UAE の現行の法および規則は権利者にすべての権利を提供している。権利者の権利の保護と、イノベーションな製品や製法の開発に向けた権利者たちの投資意欲の強化を可能にするためである。国内および外国からの投資は、すでに上述したような UAE の発展に触媒作用を及ぼしている。こうした発展によって、権利保護と法執行のための環境づくりとその維持は極めて重要であり、UAE はそのような方向に向けて歩みを進めている。権利者は適度にバランスを取りながら、そのような展開がもたらす恩恵を享受しているであろう。

## MENA — 地域における新型コロナウイルスの流行発生と強制実施権

新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的流行は、中東・北アフリカ地域 (MENA) でも拡大している。同地域の多くの知的財産当局は業務の縮小や閉鎖を行った。また、一部の当局はオンラインまたはリモートワークを通じて業務を行った。

### 強制実施権

世界中の国々がそうしているのと同様、MENA 地域の知的財産法もすべて強制実施許諾に関する規定を含んでいる、という点は指摘しておくべきであろう。もっとも、これまでのところ MENA 地域で強制実施許諾が認められた例はない。しかし、今回のパンデミックで事情が変わってくることは大いにあり得るであろう。

実状を言えば、インドは強制実施許諾の適用が通例のようにになっている国であるが、大手製薬会社はインドでの特許出願を続けている。インドの市場は MENA と比較すれば著しく大きい。特許出願はひとつの戦略であると同時に、ライセンスや交渉に備えて医薬品の位置付けをはっきりさせる機会なのである。

強制実施許諾というテーマは、エジプトにおいて過去に 1 度だけ公に議論されている。2020 年 3 月、エジプト特許庁 (EGPO) は強制実施許諾に関するワークショップを 2 度



にわたって開催した。これらのワークショップは第三世界ネットワークとの共催で実現したものである。EGPO は国内の製薬会社に向けて強制実施権の規定の概要を説明し、国内での医薬品製造を推奨するとともに、政府に販売される医薬品価格の引き下げを促した。

### 侵害の例外規定

MENA 地域の特許法は侵害と見なされる行為を明瞭に定義し、そのような行為がどの時点から侵害と見なされるかを規定している。とはいえ、特許が国民の健康や安全に及ぼす影響について定めた規定や、特許付与を禁じる旨の決定を発行するという監督官庁の意思決定によって、特許庁が特許性を認めたとしても特許付与が妨げられるという点に留意することが重要である。

実際、医薬品に関する特許出願でエジプトにおいて許可されたもののうち、保険省によって特許を拒絶されたものが 3~5 パーセント程度ある。この場合、特許法第 17 条に基づき、特許付与を認めない旨の決定が発行される。湾岸協力会議とサウジアラビアでは、関係国の監督官庁が発行したタバコ取締りの決定に基づき、タバコ関連の出願は拒絶されている。

### 心に留めておくべきこと

特許権の主張と行使は、特別な配慮と取扱いを要する困難で労働集約的なプロセスであるが、パンデミックが続いている間は特に多難なものとなるであろう。発明者や特許権者が MENA 地域ですでに定着している保護戦略を利用するためには、法的アプローチと規制に基づくアプローチの両方を盛り込んだ戦略モデルを進んで採用することができなければならない。その点を念頭において言うならば、仮に強制実施権が認められたとしても、特許権者に適正な報酬を提供することが法により要求される。ほとんどの場合、強制実施権は非独占的なものである。ということは、特許権者は強制実施権と並存しつつ自らの業務を続けることができるのである。

(了)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 43

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2020年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。